

平成30年度税制改正～所得税～

基礎控除が上げられます！

平成30年度税制改正により基礎控除が上げられました。
その改正内容についてお知らせいたします。

基礎控除

これまで一律に一人38万円とされていた所得税の基礎控除について見直しが行われました。

- 合計所得金額が2,400万円以下の人は48万円に上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,500万円以下の人は段階的に減額されます。
- 2,500万円を超える人は基礎控除がゼロになります。

合計所得金額（住民税は前年）	基礎控除（所得税）	基礎控除（個人住民税）
2,400万円以下である個人	48万円	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円	29万円
2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円	15万円

（国 税）

- ① 基礎控除について、次の見直しを行う。
 - イ 控除額を一律10万円引き上げる。
 - ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が2,400万円以下である個人 48万円
 - ロ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円
 - ハ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

（地方税）

- ① 基礎控除について、次の見直しを行う。
 - イ 控除額を一律10万円引き上げる。
 - ロ 前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者についてはその前年の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできないこととする。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者 43万円
 - ロ 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である所得割の納税義務者 29万円
 - ハ 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である所得割の納税義務者 15万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第37条及び第314条の6に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。

<適用時期>

この改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。